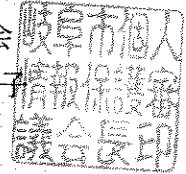


答 申 第 232号
平成30年8月20日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池田 紀子



保有個人情報の提供について (答申)

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、平成30年8月14日付け岐阜市民市第185号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 保有個人情報の提供について

(1) 事案の概要

岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課（以下「県子ども家庭課」という。）が、子どもの貧困対策を行うため、県内の子どもの貧困状況、必要とされる支援等を把握する「岐阜県子ども調査」（以下「調査」という。）を実施する。

この調査の実施に当たり、岐阜県から調査票を郵送する調査対象世帯の抽出について依頼があったため、岐阜市市民生活部市民課が保有する住民基本台帳の情報を県子ども家庭課に提供するものである。

(2) 提供する保有個人情報

調査の名宛人となる調査対象世帯の小学校1年生若しくは5年生又は中学校2年生の子どもの氏名、住所及び郵便番号

2 意見

適当なものと認める。